令和2年10月

特殊小型船舶操縦士の免許証の誤発給について

本年7月1日から、近海中規模漁船（特定漁船）の乗組み基準の見直しのため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令が施行され、小型船舶操縦免許証の発給の際に、あらかじめ免許証の裏面に特定漁船に関する限定の印字のあるカードと印字の無いカードを資格等により使い分けることとなりました。

特殊小型船舶操縦士の免許証は、特定漁船に関する限定については対象外であり、裏面に限定の印字の無いカードを使用することとなっておりました。

北海道運輸局（本局）では、令和2年7月1日から令和2年8月11日までの間（42日間）に、233名に対し、裏面に限定の印字が不要である特殊小型船舶操縦士について、当該限定の印字がある小型船舶操縦免許証を誤って交付していたことが判明しました。

なお、特殊小型船舶操縦士の資格では、裏面の限定の印字の有無にかかわらず、操縦者として特定漁船に乗船することができないため、今回の誤発給は、当該操縦士の権利利益に直接影響を与えるものではありませんが、誤発給された免許証をお持ちの皆様には、今後、裏面に限定の印字の無い免許証との引き換えの手続きをお願いすることとなり、大変、ご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

北海道運輸局では、小型船舶操縦免許証を発給する際の手順の明確化を図り、再発防止に努めてまいります。

対象となる皆様には、特殊小型船舶操縦士免許証の引き換えのお願いの文書を、別途、郵送でご案内させていただきます。

【問合せ先】
北海道運輸局海上安全環境部　船員労働環境・海技資格課
電話　011－290－2772